

本サプライヤー行動規範の英語版と翻訳版との間に齟齬がある場合、英語版が法的拘束力を有する。

## サプライヤー行動規範

### 前文

Webasto SE 及びドイツ株式会社法第15条以下に規定するその関連子会社（以下、「ベバスト」）は、グローバルな事業活動を通じて、誠実さ、倫理的行動、及び法令遵守に取り組んでいます。ベバストの内部行動規範（以下「COC」）は、法令に適合し、安全で、尊重されるべき、環境に対して責任ある労働環境を確保するための基準を定めています。

ベバストにサービスや商品を提供する契約上のパートナー（以下、「サプライヤー」）は、当社の成功に不可欠であり、その行動はベバストに直接反映されます。ベバストは、サプライヤーとの持続可能で信頼できる関係に基づき、当社のコアバリューを共有するサプライヤーとのみ提携することを目指します。そのため、ベバストはサプライヤーに対して、このベバストサプライヤー行動規範（以下「本SCOC」）に規定されたすべての規制を受け入れるよう要請します。

本SCOCは、ベバストが各サプライヤーに約束されるべき最低限の基準を定めたものです。本SCOCはCOCをベースとしながらも、新規サプライヤーの選定や既に選定済みのサプライヤーのリスト化にとって重要な倫理的、環境的、社会的な基準など追加的な要件を反映させています。ベバストは、サプライヤー及びその従業員、下請業者、サブサプライヤーが、そのサプライチェーンにおいてこの本SCOCの要件を満たすことを期待します。

ベバストにとって、サプライヤーの社会的及び環境的パフォーマンスを、直接又は第三者によって定期的に評価できることは必須です。この評価には、環境、労働慣行、公正なビジネス慣行、持続可能な調達に対する評価が含まれます。また、この評価は、リスクの特定や監査対象場所の選定にも使用されます。サプライヤーはここに、このような評価に同意するものとします。

本SCOCは、その現地で適用される法律又は規制によって優先される規定を有する場合があります。サプライヤーとの契約は、契約条件によって規定されますが、本SCOCと契約条件との間に矛盾がある場合、契約条件に明示されていない限り、本SCOCに規定された義務が適用されるものとします。ベバストは、本SCOCへの確固たるコミットメントを示すサプライヤーとの関係の構築と維持を希望しますが、サプライヤーが本SCOCのいずれかの規定に違反したとベバストが判断した場合、ベバストは、いかなる契約又は合意をも解除する権利を留保します。

ベバストは、サプライヤーである皆様が本SCOCに精通し、日々の業務において考慮されることを期待しています。なぜなら、私たちの優れた評判は、私たちのビジネスの誠実さにもかかっているからです。

2021年9月

Dr. Holger Engelmann

CEO Webasto SE

## 目次

1.	社会的原則 .....	3
1.1	人権 .....	3
1.2	結社の自由と団体交渉の権利.....	3
1.3	強制労働の禁止 .....	3
1.4	児童労働の禁止 .....	4
1.5	労働時間・報酬 .....	4
1.6	差別の禁止 .....	4
1.7	多様性と機会均等 .....	4
1.8	労働安全衛生 .....	5
2.	環境原則 .....	5
2.1	環境保護、エネルギー削減、天然資源保護 .....	5
2.2	グリーンマテリアルとリサイクル.....	6
2.3	排出量 .....	6
2.4	材料の明細化.....	6
2.5	紛争鉱物 .....	6
3.	企業倫理原則 .....	6
3.1	腐敗防止 .....	6
3.2	反競争的行動 .....	7
3.3	機密保持 .....	7
3.4	プライバシー.....	7
4.	一般原則 .....	7
5.	報告 .....	7
6.	監査 .....	7
7.	コマーシャルフローダウン .....	8

## 1. 社会的原則

サプライヤーは、すべての取引において、本SCOCにおける以下の社会的原則の規定を確実に遵守するものとします。

### 1.1 人権

サプライヤーは、人権がまだ十分に保護されていない地域を含め、すべての事業活動において人権を尊重することを約束します。サプライヤーは、基本的人権の侵害に関する共犯関係や共謀行為の状況の防止に努めることに同意します。サプライヤーは、サプライチェーン全体を通じて、人権を尊重する責任を果たすことを約束します。特に、「国連世界人権宣言」(1948年)を遵守することを約束します。

### 1.2 結社の自由と団体交渉の権利

適用される現地の法律に則り、サプライヤーは、すべての労働者が自らの選択で労働組合を結成し加入する世界的な権利を認め、組合の独立性と多元性を維持することを約束するものとします。サプライヤーは、団体交渉を推進することを約束します。サプライヤーは、さらに、組合員やリーダーを保護し、あらゆる形態の反組合的な差別を行わないことを約束するものとします。サプライヤーは、特に以下のような規則を遵守することを約束します。

- ILO 結社の自由及び団結権の保護に関する条約 (1948年) (第87号)
- ILO 団結権及び団体交渉権条約 (1949年) (第98号)
- ILO 労働者代表条約 (1971年) (第135号)

### 1.3 強制労働の禁止

サプライヤーは、強制労働、奴隷労働、年季奉公、非自発的又は搾取的な囚人労働、奴隷制、人身売買を使用してはなりません。サプライヤーは、労働施設における労働者の移動の自由に対して、いかなる種類又は形式の不当な制限も実施しないものとします。各労働者は、それぞれの母国語又は当事者間で選択された他の言語のいずれかで、合意した基本的な雇用条件の記録を提供されるものとします。特に、サプライヤーは、以下の規則を遵守することを約束するものとします。

- ILO 強制労働条約 (1930年) (第29号)
- ILO 1930年の強制労働条約の2014年の議定書
- ILO 強制労働廃止条約 (1957年) (第105号)

#### 1.4 児童労働の禁止

サプライヤーは、世界中の児童労働の撲滅に貢献することを約束します。すなわち、ここで言う児童とは、義務教育修了年齢未満、国内での最低就業年齢未満、又は15歳未満のうちいずれか高い年齢未満の者を意味します。法定雇用年齢以上18歳未満の者は、夜勤や残業を含め、健康や安全が脅かされる可能性のある業務を行ってはならないものとします。特に、これに限定されるものではありませんが、サプライヤーは、以下のような規則を遵守することを約束します。

- ILO 最低年齢条約（1973年）（第138号）
- ILO 最悪の形態の児童労働条約（1999年）（第182号）
- 国連 児童の権利条約（1989年）

#### 1.5 労働時間・報酬

サプライヤーは、労働時間が現地の法律で定められた最長時間、最低休憩時間、休息時間を超えないような手続を実施することを約束します。サプライヤーは、適用されるすべての賃金法、残業時間、法的に義務付けられた手当を遵守して、労働者に報酬を支払うことを約束するものとします。労働者は、行った仕事に対する正しい報酬を確認するために、各給与期間の十分な詳細情報を含む賃金明細書を提供されなければなりません。特に、サプライヤーは、以下の規則を遵守することを約束します。

- ILO 同一報酬条約（1951年）（第100号）
- ILO パートタイム労働条約（1994年）（第175号）

#### 1.6 差別の禁止

サプライヤーは、平等な扱いを確保しつつ、人種、肌の色、民族的出自、性別、性自認、宗教又は信条、年齢、障害、妊娠、親子関係、婚姻状況、政治的所属、性的指向に基づくいかなる差別も設けず、受け入れず、またこれに従事しないものとします。特に、サプライヤーは、以下の規則を遵守することを約束します。

- ILO 差別待遇（雇用及び職業）条約（1958年）（No.111）
- 国連 市民的及び政治的権利に関する国際規約（1966年）
- 国連 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（1966年）

#### 1.7 多様性と機会均等

サプライヤーは、全世界の全従業員の多様なスキルや経験を、相違や類似にとらわれずに支援することを約束するものとします。サプライヤーは、公平、公正、社会的・文化的多様性の尊重を促進し、現地の法律が定める違法な差別、ハラスメント、蔑視がない職場環境を従業員に提供することを約束するものとします。さらに、サプライヤーは、機会均等な雇用主であることを約束し、パフォーマンスと能力に基づいたすべての行動、義務、及び取組みを履践するものとします。特に、これに限定されるものではありませんが、サプライヤーは、以下の規則を遵守することを約束します。

- 先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007年）
- ILO 原住民及び種族民条約（1989年）（第169号）
- 民間軍事会社のための国際行動規範（2010年）

## 1.8 労働安全衛生

サプライヤーは、安全で健康的な職場環境は、製品とサービスの質を高めるだけでなく、生産の一貫性、労働者の定着と士気を維持するという概念を支持します。したがって、サプライヤーは、社内のすべての責任レベルの従業員、及び労使代表が参加する効果的な労働安全衛生方針を適用することを約束します。

これには、特に、継続的な安全教育による識別、評価、管理、予防保全、安全作業手順の手段に基づいて、労働者が安全上の危険にさらされる可能性を最小限に抑えるための手続を職場で実施することが含まれます。サプライヤーは、あらゆる潜在的な緊急事態の影響を特定、評価、最小化するものとし、それぞれトレーニングや訓練を含む適切な緊急時対応計画を実施することを約束するものとし、さらに、サプライヤーは、特に労働災害と労働疾病、産業衛生、機械の保護、衛生、食品、住宅に関して、現地の法律で適用されるすべての規制を遵守することを約束するものとし、特に、これに限定されるものではありませんが、以下の規則を遵守することを約束します。

- ILO 職業上の安全及び健康に関する条約（1981年）（第155号）

## 2. 環境原則

サプライヤーは、すべての取引において、本SCOCの以下の環境原則条項を確実に遵守するものとし、特に、これに限定されるものではありませんが、最新版が<http://startsuppliers.webasto.com> に掲載されている、ベバストのサプライヤー品質ガイドライン（「以下、**QW1**」）の条項を遵守するものとし、

### 2.1 環境保護、エネルギー削減、天然資源保護

ベバストは、トップクラスの製品を生産する上で不可欠なものとして、環境に対する責任を尊重し、引き受けます。そのため、ベバストはサプライヤーに対しても、その事業運営において、同じレベルの精査と責任を期待します。

サプライヤーは、環境保護、責任ある環境エネルギー削減、天然資源、及び考えられるそれぞれの悪影響に関し、事業場及び施設の管理を実施、維持、及び継続的に改善することを約束するものとし、

サプライヤーは、適用される現地の法律で要求されるすべての環境に関する許可、承認、証明、登録を取得し、維持し、最新に保ち、保管するものとし、また、それぞれの適用される報告手続に従うものとし、

## 2.2 グリーンマテリアルとリサイクル

サプライヤーは、グリーンマテリアル、リサイクル材料、天然由来材料の使用に対するベバストのコミットメントレベルを満たすことを約束するものとします。特にサプライヤーは、水源を保護するため、適用される地域の法律や規制を常に遵守し、可能性のある取水と排水を責任を持って管理するものとします。

## 2.3 排出量

サプライヤーは、CO2排出に関するパリ協定に基づき、CO2 排出量を削減する方針を実行するものとします。さらに、サプライヤーは、すべての法的要求事項及び制限値を遵守し、有害な排出を回避するか、又は最小限の排出に抑えるものとします。特に、サプライヤーは、以下の規則を遵守することを約束します。

- 国連 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（2001年）
- 国連 水銀に関する水俣条約（2013年）

## 2.4 材料の明細化

サプライヤーは、納入部品の完全な材料明細を提供し、健康や環境の保護に懸念のある物質の禁止、使用制限、トレーサビリティに関するすべての適用法を尊重し、それぞれの適用される報告体制（特にQW1に記載されているもの）に従うことを約束します。

## 2.5 紛争鉱物

サプライヤーは、特に紛争地域で使用される鉱物、特にタンタル、スズ、タングステン、金の原産地に関する方針を実施し維持することを約束し、この方針は透明性規制の中において、特に紛争鉱物に関する適用される強制力のある法令に準拠するものとします。特に、これに限定されるものではありませんが、サプライヤーは、紛争鉱物に関する以下の規制を遵守することを約束します。

- 紛争影響地域及び高リスク地域原産のスズ、タンタル、タングステン、それらの鉱石及び金のEU輸入業者に対するEU規則 No.2017/821

## 3. 企業倫理原則

サプライヤーは、すべての取引において、本SCOCの企業倫理に関する以下の原則を遵守することを保証するものとします。

### 3.1 腐敗防止

サプライヤーは、その全てのビジネスの交流及び取引において、最高水準の倫理的行動を取るものとし、特に、適用されるすべての腐敗防止法（特に米国海外腐敗行為防止法及び英国贈収賄防止法を含むがこれに限定されない）を遵守することを約束します。

サプライヤーは、サプライヤー、そのサブサプライヤー、下請業者、又は関連する第三者が、いかなる形態の贈収賄、汚職、強要、横領にも関与しないことを保証し、特にサプライヤーは、約束されたか、申出を受けたか、

許可されたか、与えられたか、受領されたか、直接的か又は第三者を通じて間接的であるか否かを問わず、いかなる形態においても、賄賂若しくは不当又は不適切な利益を得るためのその他の手段に関与しないことを保証するものとします。

### 3.2 反競争的行動

サプライヤーは、公正なビジネス、広告、競争について適用されるすべての基準を守るものとします。あらゆる知的財産権は尊重され、現地の法律に従ってそれに関する規制は遵守されるものとします。

### 3.3 機密保持

サプライヤーは、関連する法的要件に従い、ベバストから開示されたすべての企業秘密及びその他の法的に保護された情報の機密を保持するものとします。さらに、サプライヤーは、ベバストと締結した秘密保持契約又はベバストと締結した契約に含まれる秘密保持条項に従って、その他の性質上機密性のあるビジネス情報の機密を保持するものとします。

### 3.4 プライバシー

サプライヤーは、ベバストとのビジネス関係の過程で知り得た個人データを、適用されるデータ保護法及び規制要件にのみ従って処理するものとします。

## 4. 一般原則

サプライヤーは、サプライヤーの業務及び製品に関連して適用される法律、規制、及び上記に引用されたベバストの要求事項（特に、これに限定されるものではありませんが、本SCOC及びQW1）を遵守することを保証するものとします。

## 5. 報告

サプライヤーは、本SCOCに違反した場合、10営業日以内に、ベバストの担当者に通知するものとします。

疑わしい行動や本SCOCの違反の可能性を報告する場合、以下のいずれかの方法でベバストにもご連絡ください。

ベバスト内部告発ホットライン: <https://www.bkms-system.com/webasto>又は電子メール: [compliance@webasto.com](mailto:compliance@webasto.com)

## 6. 監査

ベバストは、合理的な事前通知を行った上で、世界中のサプライヤーの拠点において、本SCOCの条項の遵守状況を監査する権利を有するものとします。この監査は、ベバストの判断により、実地で又は仮想的に行われるものとしますが、それぞれの拠点の通常の営業時間内に行われるものとします。ベバストは、サプライヤーの業務を、合理的に可能な限り、中断させないよう努めるものとします。ベバストはまた、独立した監査人によって監査を実行させる権利を有するものとします。ただし、当該監査人は、ベバストでさえ当該監査の本SCOC関連の結果についてのみ知ることができるという趣旨の書面による秘密保持契約によって、事前に秘密を保持するよう拘束されているものとします。無理由・原因の監査は、1ヶ所につ

き12ヶ月に1回、1サプライヤーにつき12ヶ月に4ヶ所を超えない範囲でのみ実施することができるものとします。理由・原因のある監査には制限はありません。ただし、何が理由・原因とされるかについては、ベバストの合理的な裁量に基づいて決定されます。監査にかかる費用は、監査中に本SCOCの規定からの著しい逸脱が確認されない限り、ベバストが負担するものとします。

#### 7. コマーシャルフローダウン

サプライヤーは、本SCOCに基づき負うすべての義務を、その下請業者、サブサプライヤー及びその他の補助者にも課すものとし、ベバストがそれらに対して少なくともサプライヤー自身に対して有するのと同等の権利を有することを保証するものとします。

本SCOCに署名することにより、サプライヤーは本SCOCの規定を遵守することを確認し、本SCOCと同レベルのそれぞれの企業の社会的及び環境的な責任に関する方針を実施・維持することを約束します。